

すお大島

広報

～私たちの たのしい すみたい いきたい島～



5 月号

2025 (令和7) 年
No. 248

4月29日 第36回お大師望めぐり歩き歩け大会

令和7年度当初予算は、「人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島」の実現に向け、1. 自然と共生した快適で活力あるまちづくり、2. 人が元気で活躍するまちづくり、3. 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりという3本の柱のもと、編成されています。

広報4月号では、会計別の総予算額や目的別の予算規模について掲載しました。今月号では令和7年度に新たに取り組む事業について、ご紹介します。なお、その他の主な事業につきましては、町ホームページの「当初予算の概要（ページID 検索:6103）」に掲載していますので、ご覧ください。



機構改革に伴い、令和7年4月1日から事業の所管課が変更となりました。

掲載事業については、機構改革後の課名を掲載しています。

○政策企画課「渡船関連事業」 → 地域交通課

○商工観光課「バス関連事業」 → 地域交通課

○健康増進課「母子関連事業」 → 福祉課（4月1日：こども家庭センター開設）

※水道事業は経営統合により、柳井地域広域水道企業団に予算計上となります。

○海業振興推進事業

700万円

漁港における豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業の取り組みを森野漁港（片添地区周辺）において推進するための総合計画の策定や必要な調査・分析等を行います。＜農林水産課＞

○港整備交付金事業

5,070万円

本町管理の漁港施設と山口県管理の港湾施設を一体的に整備し、漁港・港湾の利用促進および地域の活性化を図ります。＜施設整備課＞

○フェリー航路運賃補助事業

192万8千円

地域住民の移動手段の確保及び四国エリアからの観光客誘致のため、周防大島松山フェリー株式会社が実施する旅客運賃の割引に対して、町が割引費用の一部を助成します。＜商工観光課＞

■生活環境の整備

○宅配ボックス設置促進事業

50万円

再配達で排出される二酸化炭素を削減し、環境への負担を減らすため、宅配ボックスの購入費の一部（2分の1 上限5,000円）を補助します。＜生活衛生課＞

○離島航路浮桟橋更新等工事

6,247万9千円

老朽化している前島及び情島の浮桟橋の更新等工事を行い、安全安心な離島航路の維持に努めます。

＜地域交通課＞

■都市基盤の整備

○浮島通信環境改善事業

1,722万6千円

浮島の通信環境を改善するため、高速通信が利用できる無線機器を整備し、各家庭や学校に安定的な通信環境を提供します。＜政策企画課＞

<>内は担当課名

1. 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

■産業の振興

○タウンプロモーション事業

76万1千円

都市部で行われる催事へ出展し、ふるさと納税、移住及び観光など、本町の魅力を都市部で総合的に発信します。＜政策企画課＞

○地域経済循環創造事業補助金

1,500万円

産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の創業・新規事業を支援するため事業化段階で必要となる初期投資費用について補助します。

＜政策企画課＞

○花木生産組合補助事業

5万円

花木類の産地化の促進を図るため、花木生産組合の活動の支援を行います。＜農林水産課＞

○就農準備資金補助事業

20万円

国の要綱に基づく就農準備資金を活用し研修を受ける新規就農者に対し、国の補助分の年額150万円に15万円の上乗せ補助を行います。また、研修を指導する先進農家に年額5万円の補助を行います。

＜農林水産課＞

○家畜共済推進事業

28万5千円

養牛農家の経営安定を目的に、家畜共済事業の加入促進の支援を行います。＜農林水産課＞

○妊産婦アクセス支援事業 3万5千円
遠方の分娩施設で出産する必要がある妊婦に対して、分娩施設までの移動にかかる交通費及び宿泊費の助成を行い、妊産婦の経済的負担軽減を図ります。

<福祉課>

○妊婦支援給付事業 425万円
出産・育児に係る経済的支援（妊婦支援給付金）を行います。<福祉課>
※従前の「出産・子育て応援給付金事業」の経済的支援を名称変更し新たに創設

○带状疱疹ワクチン接種事業 1,002万6千円
带状疱疹ワクチンの定期接種化に伴い、
(1) 65歳の人
(2) 60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人
(3) 5年間の経過措置として、65歳を超える5歳刻み年齢の方（70.75.80.85.90.95.100歳以上）
の接種費用の一部を助成します。<健康増進課>

○人間ドック補助事業 139万8千円
30歳以上の被保険者が人間ドックを受診する場合、費用の一部を助成します。<健康増進課>

■福祉

○こども食堂運営支援事業 50万円
食事の提供を通じ、地域住民と子どもが交流し、学習支援や遊びの体験をすることができるこども食堂を実施する団体に補助金を交付し運営を支援します。
<福祉課>

■防災・消防・救急

○洪水ハザードマップ（その他河川）整備事業 867万9千円
山口県が令和6年度に作成した、その他河川の洪水浸水想定区域図に基づき、町内その他河川（10河川）のハザードマップを作成し、洪水災害の危険性の周知を図ります。<総務課>



■定住の促進

○移住サポーター制度事業 24万円
地域の人や先輩移住者などさまざまな人に移住サポーターに登録していただき、移住を検討している人に体験談や具体的な話を聞かせていただくことで、移住に対する不安の解消や具体的な移住計画につなげます。
<空家定住対策課>

2. 人が元気で活躍するまちづくり

■学校教育

○小中学校特別教室空調設備設置工事 2億2,671万8千円
久賀・明新小学校、大島中学校の未整備の特別教室の空調設備設置工事を行います。<教育委員会総務課>

○小中学校体育館等照明LED化改修事業 1,705万5千円
8校分の体育館のLED化を進めていくために、令和7年度は実施設計業務を行います。<教育委員会総務課>

○安下庄小学校体育館屋根防水改修工事 3,521万3千円
過去に部分的な防水改修工事を複数回行ってきましたが、現在でも雨漏りが続き根本的な改善が見込まれないことから全体的な改修工事を行います。
<教育委員会総務課>

○教育備品等購入事業 1,225万1千円
米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用し、各小中学校での教材備品や給食センターにおける機器の充実を図ります。
<教育委員会総務課・学校教育課・各小中学校>

3. 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

■保健・医療

○医療・行政 MaaS 推進事業 2,743万8千円
自宅から役場や病院までの移動手段がなくても行政サービスや医療サービスを楽しむことができるよう、医療・行政サービスの機能を持つマルチタスク車両を導入します。自宅や最寄りの場所で医療・行政サービスを提供することで、生活利便性の維持・向上を図ります。
<政策企画課>

健診を受けましょう！

実施期間

6月1日
～令和8年3月31日

～特定健診・後期高齢者健康診査のお知らせ～

国民健康保険に加入中の40歳～74歳の人に「特定健診」を、後期高齢者医療制度に加入中の人を対象に「健康診査」を毎年実施しています。
心臓病や脳卒中等の生活習慣病の早期発見と予防のための健診です。
年に1回、ぜひ健診を受診しましょう！

問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820-73-5502

■受診について

個別の医療機関へご自身のご都合の良い日時に予約して受診する「個別健診」と、あらかじめ決まった日程・会場で行う「集団健診」のどちらかを選んで受診することができます。

申し込み方法の詳細は受診券に同封されているご案内をご確認ください。

健診および対象者		特定健診（40歳～74歳）	健康診査（75歳～）
実施主体		周防大島町国民健康保険	山口県後期高齢者医療広域連合
受診に必要なもの	受診券	特定健康診査受診券〔オレンジ色〕 （5月下旬発送予定）	健康診査受診券〔水色〕 （4月下旬発送）
	保険証	国民健康保険被保険者証・ マイナ保険証・資格確認証等の資格の分かるもの	後期高齢者医療被保険者証・ マイナ保険証・資格確認証等の資格の分かるもの
	質問票	あらかじめ記入してお持ちください。	
	受診料	無料	500円

- 前立腺がん検査（50歳以上の男性に限る）と肝炎ウイルス検査を同時に受診できます。（別途費用がかかります）
- 無料または500円で受診できるのは1年度内に1回までです。同じ健診を2回受診した場合、2回目は実費でのお支払いが必要となりますのでご注意ください。

■「個別健診」実施医療機関

実施機関	場所	電話番号
山中医科歯科クリニック	久賀	72-0152
おげんきクリニック	小松	74-2490
野村医院	横見	76-0017
川口医院	外入	78-0306
しまかぜ在宅支援診療所	平野	78-2533
正木内科医院	西安下庄	77-0021
安本医院	土居	73-0822
大島病院	小松	74-2580
東和病院	西方	78-0310
橘医院	西安下庄	77-1000

- 各医療機関により受付時間が異なりますので、詳しくは医療機関にお問い合わせください。

■「集団健診」実施場所および実施日

実施場所	日程	受付時間
たちばなケアプラザ	10月9日(木)	8:30～11:00
しまとぴあスカイセンター	10月10日(金)	8:30～11:00
	10月11日(土)	
たちばなケアプラザ	10月15日(水)	8:30～11:00
東和総合センター	10月16日(木)	8:30～11:00
山口県大島防災センター	10月17日(金)	9:00～11:30
浮島漁村センター	1月17日(土)	9:30～11:00

- 4月に行った意向調査で集団健診を希望された方には受診券をお送りせず、実施日の約2週間前までに受診のご案内を送付します。

特定公共賃貸住宅 および 町営住宅等の入居者募集

1. 特定公共賃貸住宅

各住宅の募集戸数

地区	住宅	戸数
東和	折井住宅	1戸
	伊保田東住宅	4戸
	沖家室住宅	1戸
橘	おれんじヒルズ	4戸

入居資格

- ・入居しようとする人全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以上48万7千円以下
- ・自ら居住するための住宅を必要としている人（特定公共賃貸住宅入居者および持ち家のある方は、入居申し込みはできません）

- ・原則成人している人
 - ・地方税完納者
 - ・公営住宅家賃完納者
 - ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ※単身入居可

※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）
保証人の極度額は入居時の家賃の6カ月分となります。
高齢者等で、保証人の確保が困難な場合は免除できる場合がありますので、お問い合わせください。
※敷金（基本家賃の3カ月分）の納付が必要になります。
※犬・猫等のペットを飼うことは禁止しています。

2. 町営住宅等

各住宅の募集戸数

地区	住宅	戸数
久賀	新開団地住宅	1戸
	八幡住宅	2戸
	八幡住宅（高齢者用）	1戸
東和	伊保田一般住宅（単身者用）	2戸
橘	栄住宅	2戸
	栄住宅（単身者用）	2戸
	和戸住宅	1戸
	おれんじヒルズ	2戸

入居資格

- ・入居しようとする人全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以下（ただし、高齢者・障害者等の世帯は21万4千円を超えない人）
- ・同居しようとする親族がある人（単身者用の住宅に単身入居する場合を除く）
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな人（町営住宅入居者、持ち家のある人は、入居申し込みはできません）
- ・原則成人している人

- ・地方税完納者
 - ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ※単身入居可の住宅は広さに制限があります。

※高齢者等は単身でも申し込みできます。ただし、日常生活（歩行、自炊および食事、着脱衣、入浴、排泄等）に支障がある人は、入居申し込みはできません。
※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）
保証人の極度額は入居時の家賃の6カ月分となります。
高齢者等で、保証人の確保が困難な場合は免除できる場合がありますので、お問い合わせください。
※敷金（家賃の3カ月分）の納付が必要になります。
※犬・猫等のペットを飼うことは禁止しています。



3. 申込期間・選考方法等（共通事項）

申込期間 5月15日(木)～30日(金)まで

選考方法 応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。なお、申込締切日までに応募のない住宅については、申込締切後6週間に限り先着順で申し込みの受付を行います。

家賃 入居者全員の所得に応じて算出します。

入居 入居可能日以降（※請書等必要書類が揃い次第順次入居可能日を決定します）

※申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

応募要項および申込書等は生活衛生課、各総合支所・出張所にてお渡しします。また、町ホームページからもダウンロードできます。特定公共賃貸住宅と町営住宅等では、申し込みの際に提出する書類が異なりますのでご注意ください。

問い合わせ 生活衛生課 公営住宅班
☎ 0820-79-1010

障害に関する相談機関等をお知らせします

身体障害者相談員・知的障害者相談員のご紹介

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、身体障害や知的障害がある人のさまざまな相談に応じ、必要な助言や指導などを行うと共に、関係機関に連絡を取るなどの援助を行います。

本町では、次の相談員が選任されていますので、お気軽にご相談ください。（敬称略）

○身体障害者相談員 野村隆文、迎 智可志、浜田一子

○知的障害者相談員 松永 勉

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談

柳井広域圏内の市町で共同設置した『障害者虐待防止センター』では、24 時間体制で障害者の虐待や養護者の支援に関する相談や通報等を受け付けています。

障害者の方々が、家族や施設などの職員・会社の事業主などに虐待されているのに気付いた人は、ひとりで抱え込まないで次の相談窓口に通報してください。

相談窓口

柳井圏域障害者虐待防止センター

☎ 0820-52-2678

障害者就業・生活支援センターのご案内

障害のある人の「雇用促進」や「安定した職業生活の継続」を目的としたセンターです。ご本人、ご家族、雇用主さま等からの仕事や生活、制度等に関する相談支援を関係機関と連携して行っています。お気軽にご相談ください。

実施機関

障害者就業・生活支援センター れんげ 蓮華

☎ 0827-28-0021

障害者相談支援事業について

障害のある人およびそのご家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、ご本人が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的としています。日常生活でお困りのことや福祉サービスの利用、就労に対する相談などの専門的な相談支援について、町では次の機関に委託しています。

相談内容および個人情報の守秘義務は厳守されますので、安心してご相談ください。

身体障害に関すること

ながやす介護ステーション ☎ 0820-56-7890

知的障害に関すること

たちばな園相談支援事業所 ☎ 0820-73-5010

地域生活支援センターたんぽぽ ☎ 0820-52-2678

※障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育指導等も行います。

精神障害に関すること

やない地域生活支援センター ☎ 0820-22-1205

地域活動支援センターのご案内

障害のある人が通い、創造的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行う施設です。

また毎月 1 回、町内で心の相談会を開催しています。お気軽にご相談ください。

実施機関

やない地域生活支援センター ☎ 0820-22-1205

町役場での相談窓口

・福祉課 民生福祉班（身体・知的・精神障害関係）

☎ 0820-77-5505

・健康増進課 健康づくり班（精神障害関係）

☎ 0820-73-5504

Jアラートによる

「全国一斉情報伝達試験」および「緊急地震速報訓練」の試験放送

日時

〔全国一斉情報伝達試験〕

5月28日(水) 午前11時ごろ

〔緊急地震速報訓練〕

6月18日(水) 午前10時ごろ

内容

防災行政無線の試験放送

防災行政無線（屋外スピーカーおよびすべての戸別受信機）から、最大音量で放送されますのでご注意ください。

気象・地震活動の状況等によっては、試験放送を中止することがあります。

この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート[※]）を用いた試験で、全国でさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問い合わせ

総務課 消防防災班

☎ 0820 (74) 1000

税務課からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人へ

所得の申告は済みましたか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

▼保険税（料）の軽減が受けられない。

▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。

▼入院時の食事代が減額されない。

などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課、各総合支所・出張所でお早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金（国民年金等）または給与

のみの人は、申告をしなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、税務課までお問い合わせください。

申告に必要なもの

(1)令和6年中の所得・控除額がわかるもの（源泉徴収票・生命保険の払込証明書等）

(2)本人確認書類

- ・1枚の提示でよいもの（顔写真付き）
…運転免許証、マイナンバーカード等
- ・2枚以上の提示が必要なもの
…被保険者証、年金手帳等

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

対象者（次の全てにあてはまる人）

- (1)雇用保険受給資格者証の離職年月日が、令和2年3月31日以降であること
- (2)離職日において、65歳未満であること
- (3)雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。（※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、そ

の時点までとなります）

軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30／100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100／100として算定します）

申請に必要なもの

- (1)雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知
- (2)対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
- (3)窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

申請場所 税務課、各総合支所・出張所

問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008

町税の納付は「便利、確実、安心な口座振替」をご利用ください

対象となる町税

- ・町県民税（普通徴収分）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税

申し込み手続きの方法

申込用紙は、取扱金融機関の町内の店舗に備え付けていますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し込みいただけます。

なお、町外の店舗には備え付けていませんので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付いたします。

取扱金融機関

山口銀行、北九州銀行、西京銀行、山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

手続きに必要なもの
・預貯金通帳（口座番号を確認できるもの）

・預貯金通帳の届出印

問い合わせ

税務課徴収対策班

☎ 0820 (74) 1031

ペットは正しく飼いましょう

犬・猫等に関する苦情が増えています

気づかないうちに近所に迷惑をかけていませんか。最近、放し飼いにされている犬や猫が、近隣住民の敷地に

フンをしているなどの苦情が寄せられています。ペットを飼うときは、周りに配慮することがとても大切です。マナーを守り、最期まで責任をもって飼いましょう。

犬の飼い主の方へ

・散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。

・飼養施設を常に清潔にして、周辺環境や犬の健康に配慮しましょう。

・生後91日以上の子犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

・死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。

・迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。

猫の飼い主の方へ

・他人の家にフンや尿をしたり、車に上がつてキズをついたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。

・繁殖を望まない場合は、不妊・去勢

手術をしましょう。

・迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

野良猫や野鳥などの野生動物へのエサやりはやめてください

野良猫や野鳥などの野生動物への無秩序なエサやり行為は、生息数を増やすだけではなく、害虫などの発生や糞尿による悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情でエサを与えることは絶対にやめてください。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

愛護動物を遺棄・虐待すると法により罰せられます。

転居や病気、高齢等でペットを飼えなくなったら

親、兄弟、子どもや親戚等に譲渡するか、ペットの里親を募集して飼い主を探しましょう。

問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820 (79) 1012



飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体を支援します

飼い主のいない猫を捕獲 (Trap) し、不妊・去勢手術 (Neuter) を実施し、元の場所へ戻す (Return) ことで、その地域における飼い主のいない猫を徐々に減らす活動があります。この活動は、それぞれの頭文字をとって TNR 活動と呼ばれ、過酷な環境で生きる不幸な猫や、保健所へ収容・殺処分される猫を減らすことを目的に実施されます。また、飼い主のいない猫を原因とするふん尿被害等の問題を減少させることも期待できます。

町では、このような活動を通じて、飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体および地域に対し、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金」を交付します。

対象者

町内で飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等を行っている3人以上で構成する団体および地域 (自治会等)

補助額

1団体あたり14万円を上限に対象経費の10分の7を補助 (※ただし、不妊または去勢手術を1件以上行うことを条件とする)

補助対象経費

不妊・去勢手術費用 (手術に伴う治療・ノミ取り、V字カット代等の処置を含む)、不妊・去勢手術のための通院に係る燃料費、里親探しを含めた保護

に要する治療・健康診断・予防接種費、消耗品費、飼育器具等の備品購入費、健康診断・予防接種費、印刷製本費、会場使用料、広告宣伝費等

実施期間

令和8年1月31日まで (※予算がなくなり次第終了となりますのであらかじめご了承ください)

申請方法

申請様式等は、生活衛生課で配布します。また、町ホームページからも印刷できます。

申し込み・問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820-79-1012



下水道を安全に使用するために（お願い）

問 下水道課 下水道班

☎ 0820 (79) 1014

「分離ます」を掃除しましょう

「分離ます」とは台所などから流れた排水を水と油・ごみ等に分離し、下水道などへ水のみを流すための「ます」です。

掃除の間隔は、各家庭によって異なりますが、月に1〜2回程度の清掃をお願いします。たまった汚れをそのままにしていると油脂が宅内のますや排水管内部に付着し、排水の流れが悪くなったり、「つまり」や「悪臭」の原因となります。

事業所や店舗の皆さんへ

設置されたグリーストラップ等の「阻集器」は必ず定期的に管理・清掃を行い、取り除いた物質などは適正に処分してください。管理・清掃を怠ると阻集器の機能が十分に発揮されず、「つまり」や逆流などによる「あふれ」など原因となるので注意してください。

分離ますの掃除方法

- (1)カゴを外して、ごみを取り除いてください。
 - (2)さらに水面に浮いているラード状の油脂等を小玉やアク取り網などで取り除いてください。
 - (3)油は水を切り、燃えるごみと一緒にごみ収集に出してください。
- (カゴのない場合は、脂分とます底にたまっているゴミを取り除いてください)



◀屋外に設置してある「分離ます」。まずは、ふたを開けてみましょう。



◀ふたを開けると写真のような構造になっていますので、上記の手順で掃除をしていきましょう。

下水道に「雨水」を流さないでください

本町の下水道は汚水のみを処理しています。雨水が流れ込むと家庭のトイレが流せなくなったり、汚水ますやマンホールから汚水が溢れたり、また汚水が適切に処理できなくなる恐れがあります。



【雨水が流れ込む原因】

- 宅内にたまった雨水を流すために、汚水ますを空けている。
 - 雨どいや雨水ますが誤って污水管に接続されている。
 - 排水設備が破損し、破損個所から雨水等が流れ込んでいる。
- ※破損等が見つかった場合は、町排水設備指定工事店にご相談ください。

下水道の正しい使い方

◆水洗トイレには溶ける紙を使用してください

トイレトペーパー以外（ウエットティッシュ、生理用品、紙おむつ、タバコ等）は「つまり」の原因となるので流さないでください。

◆油類・野菜くずは流さないでください
天ぷら油などの油類を流すと排水管に付着し、次第に固まって「つまり」などの原因となりますので流さないでください。同様に野菜くずなど水に溶けないものも流さないでください。

※油分は、新聞紙や油を固める製品などに吸わせるなどして燃えるゴミとして処分してください。

◆マスは管理の時以外は開けないでください
マスは下水道管の点検など、管理を行うためのものです。管理の時以外は開けないでください。

◆危険物は流さないでください
ガソリンやシンナー、農薬、アルコール類などの危険物を流してはいけません。揮発性の高いものや化学変化を起こすものなど、思わぬ大事故を引き起こす可能性があります。



町排水設備指定
工事店一覧表へ

空家バンク制度のご紹介

「暮らせる家」と「暮らしたい人」をつなぐ

空家定住対策課では、移住の窓口として周防大島町の暮らしぶりや移住してやりたいことなどさまざまな相談をいただいています。中でも「希望する地域の住居がなかなか見つからない」という相談は多く、本町の移住・定住課題の一つとなっています。

その課題解決の一つとして、町では「空家バンク制度」を設けています。使われていない空き家の活用と移住・定住の促進のため、積極的な登録をお願いします。

制度の詳細や補助制度などについては、次の内容をご確認ください。

【空き家バンク登録への流れ】

- ①事前相談
- ②空家バンク登録申込書を記入・提出
- ③物件の調査
- ④契約条件の確認
- ⑤空家バンク物件として登録



詳細はこちら

空家バンクについて

空き家の活用（賃貸・売買）を希望する空き家所有者等からの申請を受け「空家バンク」として登録することで、移住（もしくは転居）を希望される人にご紹介することが出来ます。

空き家をお持ちの人はまずはご相談ください。

空家バンクでできること

- ・町の移住定住用ホームページ「周防大島移住ナビ」にて登録物件をご紹介します。
- ・移住相談員が内覧希望者をご案内します。
- ・空家リフォーム助成金をご利用いただけます。



空家リフォーム助成事業

空家バンクに5年間登録（売買物件を除く）していただくことを条件に、物件のリフォーム等にかかる費用を一部助成します。詳細についてはお問い合わせください。

※令和7年度から事業内容を拡充しました。（売買物件の買主が行うリフォームまたはDIY）

空き家を放置すると・・・

- ・劣化・損傷が進行し、倒壊などの危険性が高まる
- ・草や雑木が茂り、野生動物などの棲み処になる
- ・残置された家財などが腐朽し、不衛生な環境になる
- ・見た目にも心配や不快感を与え、地域の景観を妨げる

などの影響を及ぼすおそれがあります。空き家は「個人の資産」です。このような状況にならないよう所有者および相続人が責任を持って適切に管理しましょう。

問い合わせ

空家定住対策課
☎0820(74)1033



空家リフォーム助成事業の助成対象等

内容		申請者	補助対象事業	助成率	助成上限
賃 貸	リフォーム	貸主	家の機能向上に資する改修費用	1／2	20万円
	家財処分	貸主	不要物の処分費用	1／2	20万円
	リフォームまたはDIY	借主	家の機能向上に資する改修費用 DIYの場合は原材料費	1／2	20万円
売 買	リフォームまたはDIY	買主	家の機能向上に資する改修費用 DIYの場合は原材料費	1／2	20万円

森地区若者定住促進住宅用地貸付の募集を行います

若者世帯の転入の促進および転出の抑制を図り、過疎化による児童数の減少に歯止めをかけるとともに地域を活性化することを目的に若者世帯が自己負担によりマイホームを建築するため宅地造成した町有地を貸し出します。

募集する住宅用地

周防大島町森地区（旧東和庁舎跡地）

区画⑤（213.33㎡）

※区画①、②、③、④については成約済みです。



貸付期間 10年（10年経過後は無償譲渡します）

貸付料 5,500円／月額

応募ができる人

現に生活の基盤が周防大島町にある人または、生活の基盤を周防大島町に移そうとする人で、おおむね45歳以下の1世帯2人以上（同居予定の単身者を含む）の当該用地に自己負担によりマイホームを建築できる人。

応募期間 5月15日（木）～6月30日（月）

（応募がない場合は、随時募集を行います）

選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。

※詳しくはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

空家定住対策課 ☎ 0820-74-1033

柳井圏域手話奉仕員養成講座受講者募集

聴覚障害者等の生活および福祉制度等への理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得することを目的に、柳井圏域を構成する1市4町合同で『手話奉仕員養成講座』を開講します。

なお、本講座は、入門編（初歩的内容）と基礎編（入門編修了者が対象）で構成されています。入門編と基礎編の両編を受講することが、手話奉仕員登録の条件となります。

※専用の動画視聴サイトへの登録（有料）が必要となります。

開講日時（予定）

区分	日にち	時間
第1回	6月28日（土）	9:30～16:40
第2回	7月5日（土）	9:30～16:40
第3回	7月19日（土）	9:30～16:40
第4回	8月2日（土）	9:30～16:40
第5回	8月9日（土）	9:30～16:40
第6回	8月23日（土）	9:30～16:40
第7回	9月6日（土）	9:30～16:40
第8回	9月20日（土）	9:30～16:40
第9回	10月4日（土）	9:30～16:40
第10回	10月18日（土）	9:30～16:40
第11回	10月25日（土）	9:30～16:40
第12回	11月15日（土）	9:30～17:00

場 所 柳井市文化福祉会館

定 員 25人程度（先着順）

受講料

無料（ただしテキスト代等実費負担あり）

募集期間

6月2日（月）まで（定員になり次第終了）

※詳細な講座内容については、受講決定者に別途お知らせします。

申し込み・問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎ 0820-77-5505



厨子遺跡・逗子南遺跡（和田）

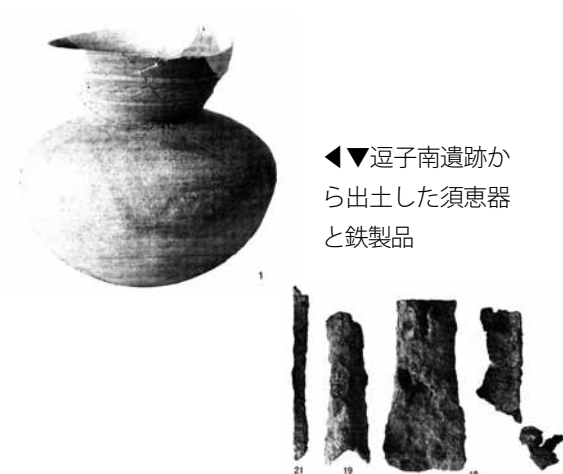
周防大島町文化財保護審議会委員 尾野 榮明

厨子遺跡は、山口県埋蔵文化財センターの職員が国道437号改良工事に伴い、和田厨子丘陵上を平成21年12月から平成22年1月にかけて発掘したものである。

古墳時代初期（4世紀）および中世（鎌倉時代）の遺構や遺物が発見され、古墳時代初期の遺構には、段状遺構（斜面を削って設けた平坦な作業面）と溝各1基、中世の遺構には、土坑（火を炊いた痕）が大半を占め、これに加え、中世の陶磁器や古墳時代初期の土師器などが出土している。

出土遺物は中世の土師器（素焼き土器）が大半を占め、これに加えて中世の陶磁器や古墳時代初期の土師器などがあり、数量は遺物コンテナで14箱にも及ぶ。

多量に出土した中世の土師器には、特殊な形態の祭祀土器が多く含まれ、丘陵頂部平坦面から斜面に向けて投棄された状態で発見された。遺構・遺物の状況から、この地点で多量の土器を用いて、焚き火を伴う祭祀行為（雨乞や海上安全祈願）が行われたと考えられる。



◀▼逗子南遺跡から出土した須恵器と鉄製品

逗子南遺跡は厨子遺跡の南側で、同じく437号の改良工事に伴い、和田厨子の丘陵上で平成23年2月から同3月にかけて発掘された。この遺跡からは弥生時代前半の集落遺跡および平安時代末から鎌倉時代にかけての祭祀跡が発見され、出土遺物は須恵器の甕、土師器の高杯、砥石、鉄鋏、鉈（なた）、刀子などがある。

両遺跡で発見された古代・中世の遺構・遺物から、この地域が島末の古代文化発祥地と考えられる。

スマートフォン乗り換え合同相談会を開催します

ご存じですか。令和8年3月末の3G回線サービス終了に伴い、折りたたみ携帯電話（ガラケー）が利用できなくなります。携帯電話を新しいものに変える際に、どの機種にすればいいのか、またどの料金プランが自分に合っているのか、不安を感じている人も多いと思います。そのような不安にお応えするため、スマートフォンへの乗り換えに関する相談会を次のとおり開催しますので、ぜひこの機会にご相談ください。

また、7月からご自宅で受講できる訪問型のスマホ教室も開講します。操作方法や使い方を丁寧に説明しますので、スマートフォンを初めて使う人でも安心してお使いいただけるようサポートします。

電話にてお申し込みください！
※会場でスマートフォンの購入も可能です！



日にち	受付締切日	場所	内容・対象者	時間	送迎
6月7日(土)	5月30日(金)	久賀総合センター	スマホに乗り換え相談 対象者：久賀地区	11時～16時	相談会会場まで交通手段がなくお困りの場合は、巡回送迎を受付けます。
6月8日(日)		大島文化センター	スマホに乗り換え相談 対象者：大島地区		
6月23日(月)	6月13日(金)	au 柳井南店	スマホに乗り換え相談ツアー 対象者：橘地区（定員15人）	13時～17時	お近くのバス停から、マイクロバスを運行します。
6月30日(月)		au 柳井南店	スマホに乗り換え相談ツアー 対象者：東和地区（定員15人）		

申し込み・問い合わせ 政策企画課 DX推進班 ☎ 0820-74-1007

(急募) 10/1採用周防大島町職員募集

町では、職員自らが地域協働の担い手として活動するために町内へ居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ人の応募を歓迎しています。

試験職種および採用予定人数

・初級行政職 5人程度

受験資格

平成2年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業した人

受付期間

5月23日(金)まで

申し込み方法

次のURL又は2次元コードから受験申込サイト(パブリックコネクト)により申し込みを行ってください。

会員登録(無料)が必要です。

URL [https://public-connect.jp/](https://public-connect.jp/employer/2380)

employer/2380



※郵送および持参による申し込み受付はありませんので、必ず前記の専用サイトからお申込みください。

第1次試験

6月22日(日)

・受付 午前8時30分から

・試験 午前9時から

・場所

周防大島町役場 大島庁舎

(周防大島町小松126-2)

第2次試験

8月3日(日)

・受付 午前8時30分から

・試験 午前9時から

・場所

大島文化センター

(周防大島町小松138-1)

採用予定日

令和7年10月1日

問い合わせ

総務課 人事行政班

☎ 0820 (74) 10000



瀬戸内のご褒美グルメガイドがパワーアップ!!



町内の各飲食店から推しのメニューや自慢のメニューを自薦いただき、周防大島観光協会が監修し発行したグルメガイド「瀬戸内のご褒美グルメ」は周防大島へ観光に訪れた皆さんから大変ご好評です。また、町内飲食店からも誘客効果があったと喜びの声をいただきました。

このグルメガイドでは、瀬戸内ならではの海鮮系を筆頭に肉料理や洋食・麺類などバラエティー豊かなランチメニューに加え、フォトジェニックでかわいいスイーツやドリンクが目白押しのカフェメニューなど、各飲食店の看板メニューを余すことなく紹介することでワクワク感を演出し、周防大島が「グルメの島」としてますます人気が上がっていくことを期待しています。

2025年度版では「キャッシュレスOK」「テイクアウトOK」「サイクルスタンド有」のアイコンを記載して、さらに便利で見やすいパンフレットにパワーアップしました。来年度は「ペット同伴OK」のアイコンも追加したいと考えています。

各飲食店のお薦めメニューの他にも、皆さんご存じの「みかん鍋」をはじめ、メバルのほぐし身と味噌を和えた「じんだ味噌」に、太刀魚の銀箔

を際立たせたお造り「太刀魚の鏡盛り」や、いりこ出汁が香るご当地ラーメンを盛り上げようと手掛けた「瀬戸内ラーメンいりこそば」キャンペーン、島の岩牡蠣を夏の名物に押し上げた「アロハオイスター」など、周防大島ならではの名物料理の企画開発にも取り組んできました。

その土地ならではの当地グルメは旅行の楽しみの一つでもあり、美味しいものを食べることで旅行の満足度も高まると考えます。

今後も周防大島観光協会ではワクワクするような周防大島グルメを盛り上げていける取り組みに努めていきたいと思っています。



問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820-72-2134

周防大島町の話題



▲ドライバーに安全運転を呼びかける関係者の皆さん

安全運転を心がけて！

4月15日、周防大島町陸上競技場西側駐車場前の国道で交通安全街頭キャンペーンが実施されました。

これは4月6日から15日までの10日間行われた「春の全国交通安全運動」の一環で開催され、大島郡連合婦人会や柳井交通安全協会の皆さんが柳井警察署とともに、ドライバーへ交通安全グッズを渡しながら、交通事故を起こさないように、遭わないようにと、安全運転を呼びかけました。

ピクニック感覚で周防大島をぐるり

4月20日、4回目となる今回から大会名を「周防大島ウルトラマラニック」に改め、片添ヶ浜オートキャンプ場をスタート・ゴールに開催されました。

時折、雨が降る中の開催となりましたが、北は北海道、南は鹿児島までの全国から参加された皆さんは、100kmと70kmの2つのコースを周防大島の自然を感じながら走りぬけ、各エイドステーションでは、周防大島ならではのグルメを堪能していました。

マラニックとは、マラソンとピクニックを掛け合わせた造語で、自然やグルメを楽しみながらピクニック感覚で走るスポーツイベントです。



▲藤本町長、山中副町長も70kmのコースにチャレンジし、見事完走しました。

島遍路を巡る歩け歩け大会

4月29日、屋代地区に点在する島遍路のうち14カ所の札所を巡る「第36回お大師堂めぐり歩け歩け大会」がすば一く大島をスタート・ゴールに開催され、町内外から約700人の参加がありました。

天候にも恵まれ、春の暖かい陽気の中、参加者は地図を片手にそれぞれのペースで、景色や会話を楽しみながら巡りました。

また、閉会式では、恒例の抽選会も行われ、当選された人たちからは笑顔が溢れていました。



▲札所を巡る参加者の皆さん

アロハビズ



6月1日
～9月30日

昭和38年6月22日に大島郡とハワイ州カウアイ島が姉妹島縁組を結んでから、今年で62年目を迎えます。

このことにちなみ、周防大島町では、6月1日から9月30日までの間、「アロハビズ」を実施します。

アロハとは、「こんにちは」「ごきげんいかが」など親しみを込めた呼びかけに使われ、「よくいらっしゃいました」「親切」「丁寧」という意味があります。

アロハシャツを着用して、「おもてなしの心（アロハの心）」で皆さまを温かくお迎えします。

（一財）山口県大島郡国際文化協会

柳井警察署だより

自転車の新たな交通ルールを知っていますか？

5月は自転車月間です。令和6年11月から、自転車の運転中における携帯電話使用等（いわゆる「ながらスマホ」）および自転車の酒気帯び運転等の罰則規定が整備されました。

「自転車も乗れば車の仲間入り」「飲酒運転絶対禁止！」。交通ルールと交通マナーを守って安全運転しましょう！

「ながらスマホ」とは

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為。

「酒気帯び運転」とは

政令数値以上のアルコールを身体に保有する状態で運転する行為。

※政令数値

- ・血液1ミリリットルにつき、0.3ミリグラム以上
- ・呼気1リットルにつき、0.15ミリグラム以上

☎ 周防大島幹部交番 0820-72-0110
柳井警察署 0820-23-0110

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金は先の大戦で公務等のため国に殉じた元の軍人、軍属及び準軍属の方々の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）が支給されます。

支給対象者

令和7年4月1日（基準日）において、戦没者等の死亡に関し、年金給付の受給権者（恩給法による公務扶助料・特例扶助料や援護法による遺族年金・遺族給付金等の受給権を有する遺族（戦没者等の妻や父母など））がいない場合に、戦没者の死亡当時のご遺族（戦没者の死亡当時お生まれの方に限ります（戦没者の子の場合は胎児だった場合を含む））で次の支給順位(1)～(4)のうち先順位のお一人に支給。

支給順位

- (1) 弔慰金受給権者
- (2) 子

- (3) 父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（※「戦没者等の死亡当時、生計関係を有していたこと」などの要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります）
- (4) 三親等内の親族（甥、姪など）（※「戦没者の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していたこと」などの要件あり）

支給内容

額面 27万5千円（5年償還の記名国債）

請求期限

令和10年3月31日

（請求期限を過ぎると支給を受けることができなくなりますので、ご注意ください）

問い合わせ 福祉課 民生福祉班 ☎ 0820-77-5505

募集

周防大島町移住サポーターを募集します

町への移住を検討している人に対して、町内の人から直接仕事や暮らしなどさまざまな実体験を話していただき、町での暮らしをイメージしてもらうことで移住の一助となるよう「移住サポーター」制度をはじめます。

あなたの暮らしぶりや地域の話、仕事の話などで、移住を検討している人のサポートをしてみませんか？

詳細については、お問い合わせください。

申込対象者

町内に居住し、移住定住促進に協力してくださる人。

活動内容

(1)町が主催する移住オーダーメイドツアー、イベント等に協力し、移住希望者の相談事項に対して、情報提供や助言また専門分野の活動体験等の提供を行う。

(2)移住の促進や地域への定住を達成するために必要な活動を実施する。

登録方法

空家定住対策課窓口を設置または、町ホームページに掲載の登録申込書をご提出ください。

問い合わせ

空家定住対策課
☎0820(74) 1033

認知症カフェを募集します

「認知症カフェ」とは、認知症の人やそのご家族、地域の人など誰もが気軽に集い、認知症や介護のことを話したり、必要な情報を得られたりする場所です。

町では、認知症カフェを運営する団体を募集し、運営費の一部を補助しています。新規設置については、町内2カ所の補助を予定していますので、興味のある人はお問い合わせください。

開催条件など詳しい内容については町ホームページにも掲載しています。

申し込み・問い合わせ

地域包括支援センター
☎0820(73) 5506

税務職員募集

試験日(1次試験)
9月7日(日)

受験資格

(1)令和7年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人(令和4年4月1日以降に卒業した人が該当します)および令和8年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人

(2)人事院が(1)に掲げる人に準ずると認める人

試験の程度 高校卒業程度

受付期間 6月13日(金)～25日(水)
※原則インターネットでの申し込みとなります。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

・広島国税局人事第二課
☎082(221) 9211
内線3743・3635
・柳井税務署
☎0820(22) 0277



2025無事故・無違反コンテスト150の参加チーム募集

県内のドライバーを対象に、150日間の無事故・無違反を目指すことにより、参加者はもとより広く県民の交通安全意識と交通マナーの向上および安全運転意識の習慣化による交通事故防止を目的としています。

募集コースおよび参加費

- ・5人コース/3350円
- ・3人コース/2010円
- ・2人コース/1340円

募集期間 6月30日(月)まで

実施期間

7月4日(金)～11月30日(月)までの150日間

申込方法等

募集パンフレット(警察署、役場窓口でお受け取りください)に付属している参加申込書に必要事項を記入し、参加費を専用払込取扱票により郵便局で払込みのうえ、「振替払込請求書兼受領証」のコピーを添えて、警察署または役場窓口にお申込みください。

結果送付

令和8年1月下旬頃

副賞

無事故・無違反達成チームの中から抽選で、県産品等を贈呈します。

問い合わせ

無事故・無違反コンテスト150実行委員会事務局
☎083(933) 2619

お知らせ

「地方税徴収支援グループ」
県職員に併任辞令を交付しました

県税務課では、平成22年度から「地方税徴収支援グループ」を設置し、県下の市町に対して県職員を多数派遣し市町税務課職員とともに、税の納付指導や滞納の解消に努め、徴収の強化を図っています。なお、本町から併任徴収職員として県職員9人へ併任辞令を交付しました。併任期間は令和7年4月から令和8年3月末までの1年間です。

問い合わせ

税務課徴収対策班
☎0820(74) 1031

人権擁護委員制度を知っていますか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された「人権擁護委員の日」です。

周防大島町には周防大島町長が推薦し、法務大臣から委嘱された8人の人権擁護委員がおり、人権についての相談をお受けしています。相談は無料で、秘密は厳守されます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

山口地方事務局岩国支局
☎0827(43) 1125

「周防大島町物価高騰生活支援クーポン券」を発行します

物価高騰の影響に鑑み、町民の生活を支援するため、令和7年4月10日時点で、周防大島町に住民票がある人へ「周防大島町物価高騰生活支援クーポン券」として、500円割引券を1人につき10枚発行します。

このクーポン券は、町内の加盟店で501円(税込)以

上の買い物に対し1枚(500円割引)の使用ができます。町内での買い物の際には是非ご使用ください。

なお、加盟店募集は周防大島町商工会で随時受け付けています。

送付時期 5月下旬
使用期間 6月1日～11月30日
問い合わせ

商工観光課 商工観光班
☎0820(79) 1003

防護柵資材費を補助します

補助対象となる資材

イノシシなどの有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために設置する電気柵、防護ネット、金網柵、トタン柵等の防護柵の資材。(資材購入後の申請は受付できませんので、ご注意ください)

補助対象地

町内の耕作地。(ただし、電気柵の設置については、面積200㎡以上)

※所有者または耕作者が町外の人でも申請できます。

補助金額

防護柵の設置に要した資材

費の2分の1以内で、1件あたりの上限額が5万円(千円未満切り捨て)

※ただし、令和4年度～6年度に補助を受けて設置済みの耕作地については、補助金の申請はできません。

設置後の保守・点検

破損や倒れかけている防護柵を見かけます。設置済みの人は都度保守・点検を行い、被害防止に努めてください。

申し込み・問い合わせ

農林水産課有害鳥獣対策班
☎0820(79) 1002

若者世帯住宅取得応援事業のご案内

町では、町内に住宅を取得し定住する若者世帯(45歳未満で2人以上の世帯)を対象に、助成を行っています。

対象物件

令和5年4月1日以降に取得した新築物件または中古物件

助成金額

一世帯あたり 10万円

助成加算(次に該当する人)

・18歳未満の子どもがいる世帯

子ども1人 10万円

子ども2人以上 15万円

・中古物件を購入した世帯 5万円

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

空家定住対策課
☎0820(74) 1033

合併浄化槽の適正管理推進補助金について

合併浄化槽を適正に管理している個人や自治会に対し、維持管理や修繕に関わる補助金の交付申請を受け付けます。

単独浄化槽であるなど、補助金の対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

補助対象区域

令和6年4月1日以降に供用開始された公共下水道の区域以外および集落排水区域以外の区域

補助要件

・申請日より1年以内に山口県浄化槽協会による合併浄化槽の法定検査(年額5500円)を行っていること

・令和7年4月1日以降に専門事業者による合併浄化槽の保守点検・清掃を行っている

こと
・町税および使用料を滞納していないこと
必要書類

・申請日から1年以内の山口県浄化槽協会による合併浄化槽の法定検査の領収書(年額5500円)またはその検査結果書

・令和7年4月1日以降の合併浄化槽の保守点検・清掃の領収書または請求書と支払ったことがわかる通帳の写し
・町税および使用料を滞納していないことを証明する証明書(支所・出張所で発行できます)

※なお、修繕の場合は、右記と合わせて、令和7年4月1日以降の業者による修繕の領収書が必要となります。

補助金額(上限額)

・維持管理 6000円

・修繕費用

かかった費用の2分の1(上限5万円。1000円未満切り捨て)

申し込み・問い合わせ

下水道課下水道班

☎0820(79) 1014

合併処理浄化槽の設置補助金について

令和7年度設置補助金の交付申請を受け付けます。予算に限りがあり、また、補助金の対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

補助対象区域

- ・公共下水道および集落排水区域以外の区域
- ・公共下水道の整備全体計画区域内の一部区域

補助金額（上限額）

- 5人槽 59万9千円
- 7人槽 76万5千円
- 10人槽 109万6千円

申し込み・問い合わせ

下水道課下水道班

☎0820(79)1014

全国健康保険協会の特定健診のご案内

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、40歳から74歳までのご家族（被扶養者）の人を対象に、特定健診を実施しています。年に1回の費用補助があり、お安く受診できるお得な健診です。

対象者には、4月上旬に協会けんぽからご自宅に受診券（黄色の封筒）をお送りしています。受診可能な健診実施機関や費用については、受診券に同封の案内文書をご確認ください。

年に1回は健診を受けて健康状態を確認しましょう。

問い合わせ

全国健康保険協会 山口支部 保健グループ

☎083(974)1501

宮本常一記念館の臨時休館について

当館では、清掃や本の整理を行うため、臨時休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

臨時休館日

5月30日(金)、6月30日(月)、7月31日(木)

問い合わせ

宮本常一記念館
☎0820(78)2514



催し・講座

アフリカの風と音と

〜早川千晶×大西匡哉トーク&ライブin島のあさマルシェ〜

ケニア在住歴37年の早川千晶氏と、ドウルマ民族の伝統打楽器「ンゴマ・ンネ」の伝統音楽継承者・大西匡哉氏によるトーク&ライブイベントです。

日時

5月25日(日)

午後1時〜4時

場所 八幡生涯学習のむら

参加費

- 一般 2000円
- 大学・高校生 1000円
- 中学生以下 無料

問い合わせ

島のむらマルシェ実行委員会（内田）

☎080(6539)7741

周防大島

まるごと海の学び

海とともにある町内各施設が、地域一体となって学習の場となるよう、全国各地の施設を学びの場へとプロデュース。

スしている高田浩二氏による講演会です。（参加無料）

日時

5月28日(木)

午後1時30分〜3時30分

場所 道の駅サザンセットとうわ

定員 50人（申込先着順）

申し込み・問い合わせ

海辺の会（田中）

☎090(7507)2821



島のくらしをおすそわけ
〜夏コース〜

タマネギを使ったドレッシングづくり体験

日時

6月6日(金)

午後1時〜4時

場所 百笑の郷（東屋代）

体験料 1500円

受入人数 5人程度

募集締め切り 5月26日(月)

かしわ餅づくり体験

日時

6月28日(土)

午後1時〜4時

場所 工房ふきのとう（志佐）

体験料 1500円

受入人数 5人程度
募集締め切り 6月13日(金)

きゅうりの漬物づくり体験

日時

7月16日(木)

午後1時〜4時

場所 実施者宅（東三浦）

体験料 1500円

受入人数 5人程度

募集締め切り 7月2日(木)

申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネット

ワーク事務局（農林水産課内）

☎0820(79)1002

響け歌声 心をつなぐハーモニー

大島混声合唱団10周年記念コンサートを開催します。（入場無料）

日時

6月8日(日)

午後1時30分〜（開演）

場所

大島文化センター大ホール

問い合わせ

大島混声合唱団（尾元）

☎090(4141)1399

民生委員・児童委員の活動 をご存知ですか？

毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「活動強化週間」と定めています。

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手です。委員一同が心をひとつにして、いつも住民の皆さまの心のよりどころとなり、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

周防大島町では、106人の民生委員・児童委員と8人の主任児童委員が活動しています。

困りごと・相談ごとがある場合は、遠慮なくご相談ください。相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

※来月から各地域での活動の様子を紹介していきます。

問い合わせ 福祉課 民生福祉班 ☎ 0820-77-5505

6月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
骨髄ドナー登録	6月 3日(火)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査		10:00～10:30
風しん抗体検査		10:30～11:00
HIV抗体検査		13:30～17:30

※無料、要予約（前日までに電話予約）

問い合わせ 柳井健康福祉センター ☎ 0820-22-3631

狩猟免許試験を実施します

～有害鳥獣捕獲には免許が必要です～

イノシシ等の有害鳥獣捕獲は無免許ではできません。町ではイノシシ・タヌキ・カラス等を有害鳥獣に指定し、山口県大島郡猟友会へ委託して捕獲しています。捕獲に携わるには狩猟免許を取得した後に、山口県に狩猟者登録を行い、山口県大島郡猟友会への入会が必要です。

山口県では次のとおり狩猟免許試験を実施します。この機会に捕獲に携わることが可能な人は、ぜひ狩猟免許を取得していただき、農作物被害防止にご協力ください。（※町では狩猟免許取得経費等を一部助成しています）

試験日前日に、同会場で山口県猟友会主催による狩猟免許講習会が開催されます。申し込み等は、山口県猟友会事務局（☎ 083-924-3517）までお願いします。

狩猟免許試験日程（各回：午前9時から午後4時まで）

日にち	場 所	申込期限
6月15日(日)	美祢市民会館（美祢市）	6月4日(水)
6月29日(日)	柳井市文化福祉会館（柳井市）	6月18日(水)
7月13日(日)	山口県総合保健会館（山口市）	7月2日(水)
8月3日(日)	下関市菊川ふれあい会館（下関市）	7月23日(水)
8月8日(金)	山口県立農業大学校（防府市）※	7月29日(火)
8月31日(日)	ゆめプラザ熊毛（周南市）	8月20日(水)

※わな猟のみを予定

※申請様式は、農林水産課（☎ 79-1002）でも配布しています。

申し込み・問い合わせ

岩国農林水産事務所 ☎ 0827-29-1567

文化振興事業の補助金交付団体が決定しました

町内の団体から公募していた文化振興事業について、次の6団体の事業が採択されました。

文化振興事業は、地域文化の振興や地域文化に親しむ環境づくり、住民参加型の文化振興などの活動に対して20万円を上限に交付されるもので、各団体の個性豊かな事業に期待が寄せられます。

令和7年度 文化振興事業補助金採択団体

団体名	事業名（事業概要）
大島混声合唱団	響け歌声 心をつなぐハーモニー（大島混声合唱団10周年記念コンサート）
久賀引山太鼓保存会	久賀引山太鼓保存会発足50周年記念事業
島のくらしと文化研究会	島へんろ 周防大島八十八ヶ所巡り
周防大島染色歴史研究会	再挑戦！染色・天然藍灰汁発酵建てとすくも作り
橘郷土会	機関誌「ふるさと」創刊号、2号の復刻版作成事業
子育てリンク周防大島	子どものための地域文化体験事業

問い合わせ 社会教育課 社会教育班 ☎ 0820-78-2205

暮らしの相談（5月21日～6月20日）

■相談所

相 談	日 時	場 所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法律局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35) ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	6月 6日(金)	9:30～11:30	橘総合センター ☎ 77-5505
育児相談	5月22日(木)		しまとぴあスカイセンター
	6月13日(金)	10:00～11:30	たちばなケアプラザ
	6月17日(火)		久賀福祉センター
こころの相談	6月 6日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター ☎ 73-5504
認知症相談	6月 2日(月)	9:00～12:00	日良居庁舎 ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター ☎ 0827-24-2222

■ 税務相談

相 談	日時	備考・問い合わせ等		
個人相談（所得税・消費税等）	毎月第 2・4 水曜日 9:00～16:00	○要予約 ☎柳井税務署 ☎ 0820-22-0277	音声案内 「2」→	「5」
資産相談（相続税・贈与・譲渡）	毎月第 1・3 水曜日 9:00～16:00			「6」
法人相談（法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等）	毎月第 1・3 金曜日 9:00～16:00			「7」「8」

■電話相談

相 談		時間	電話番号
国税に関する一般的な相談（電話相談センター）		8:30～17:00	☎ 0570-00-5901
救急医療電話相談	こども（15歳未満）の相談	19:00～翌8:00	# 8000（利用できない場合 ☎ 083-921-2755）
	おとな（15歳以上）の相談	毎日24時間	# 7119（利用できない場合 ☎ 083-921-7119）

※緊急・重症の場合は、迷わず 119 番してください。

インターネットで旅行を手配する場合は、店舗と違って担当者から契約内容（キャンセル料金、部屋からの景観、禁煙かどうかなど）の説明を受けることができないため、消費者自身が申し込み完了前に契約内容を十分に確認する必要があります。なお、後で事業者と契約内容に関する認識が食い違う場合もありますので、予約確認メールが届いたら、契約内容が違ってはいないかよく確認し、メールは、旅行が終わるまで大切に保管しておきましょう。

【ワンポイント講座】

インターネットで航空券と宿泊施設を同時に予約した場合、キャンセル料等の契約の条件は、航空券と宿泊施設でそれぞれ別々であることが基本で、予約時にサイト上に記載されていた条件に従わなければならないと助言した。

【アドバイス】

海外事業者が運営する旅行予約サイトからホテルと航空券を予約しキャンセルしたところ、ホテルは無料でキャンセルできたが航空券はキャンセル料がかかった。納得がいかない。

【相談】

インターネットでの旅行予約は
自分自身でよく確認を！

**めざせ！
かしこい
消費者**

【相談窓口】

柳井地区広域
消費生活センター
☎ 0820-22-2125

山口県
消費生活センター
☎ 083-924-0999

消費生活上の不安
や心配を感じたら
消費生活センター
にご相談ください。

しっちょる？ やっちょる？ 健康づくり！

～「ちょび塩」でおいしく運動・活動で元気に！～ No.146

血圧管理で家計もお得！？

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

今年4月、「65歳までの雇用確保」が完全義務化され、希望により定年を延長できるようになりました。生涯現役で活躍したいと思う反面、自分はいくつまで働けるだろうか、お金の困らず暮らせるのだろうか、と不安になることはありませんか？「人生100年時代」を迎え、「老後2,000万円問題」は人ごとではなくなっています。

健康が生み出す貯蓄と生活費

町が進める「ちょび塩」の最終目標は、高血圧や動脈硬化が招く大きな病気（脳卒中や心臓病、腎不全や認知症等）を防ぐことです。ひとたび大きな病気を起こせば、手術や入院・リハビリ治療だけでなく、後遺症や介護といった命や生活を脅かす事態を招きかねません。自分の人生だけでなく、家族や周囲の生活も一変してしまうかもしれません。

ちなみに、血圧の薬1錠は40～100円が主流ですが、

手術や入院、介護となれば、比べものにならない出費と負担が発生します。また、働けないことで収入を失い、さらなる負担が重なることも考えられます。少し恐ろしい話をしましたが、想像してみてください。これはあなたにとって、ありえない話でしょうか？

思った時がはじめ時

「健康は失って気づくもの」ではなく、「守って育むもの」にしたいですね。そのためには、まずは自分の身体の状態を知ることが大切です。手はじめに血圧測定からはじめてみませんか？血圧計の準備は必要ですが、定期的に測定することで、目に見えない血管や心臓の様子・変化を知ることができ、大きな病気を防ぐのに役立ちます。10年後、20年後の自分や家族のために、今できることから始めませんか？

地域包括支援センターをご存じですか？



地域包括支援センター

保健師 佐原 聡子
☎ 0820 (73) 5506

皆さんもご存じのとおり、本町は

過疎化、高齢化の進んだ町です。令和7年3月31日現在の高齢化率は55・76%、特に75歳以上の後期高齢者の割合が36・46%と高い状況です。一人暮らしや高齢者世帯も多く、さまざまな支援を必要とする人がおられます。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を送れるように支援を行う身近な相談窓口です。専門職が協力し、次のような在宅生活をサポートする取り組みを行っていますので、気軽にご活用ください。

総合相談

健康のことや介護保険制度、各種サービスに関することなど、高齢者やご家族などから相談をお受けします。毎月第1月曜日には認知症地域支援推進員による認知症相談日も設けています。

介護予防の推進

高齢になっても生き生きと生活が送れるように、運動や食生活など個人や地域で取り組める予防活動の紹介やサポートを行い、介護予防を進めています。

権利擁護

尊厳のある暮らしを守るため、高齢者虐待の防止、認知症等により財産管理や各種手続きに不安のある人への成年後見制度等の活用を進めています。

地域の支援体制づくり

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりのため、医療、介護、福祉、保健等の関係機関と連携し、地域の支援体制づくりを行っています。

周防大島町が運営する住民参加型のローカルテレビ。毎週火曜に番組の更新を行い、6時～24時まで繰り返し放送！放送した番組のDVDは図書館で貸し出しを行っています。一部の番組はYouTubeで視聴もできます。

周防大島チャンネルはケーブルテレビアイ・キャンに加入することでご覧になれます。ケーブルテレビ新規加入促進補助金も適用されます。詳しくはアイ・キャン（☎ 0120-189234、携帯電話の方は☎ 0827-22-5678）にお問い合わせください。

ー 6月は周防大島町議会定例会の様を生中継・再放送しますー

5月20日～26日



すおうおおしま お元気いきいき体操 ～フルバージョン・フレイル予防講座入り～

東和病院のリハビリの先生と一緒に考案した「すおうおおしま お元気いきいき体操」。この体操は、掃除や買い物など、日常生活に必要な筋力を鍛える内容です。初回は、フレイル予防についての講座も一緒にご覧ください。

5月27日～6月2日



周防大島観光協会番組 シマタビ 第22回～ぶらり町長と島へんろ／屋代地区～

周防大島観光協会のメンバーが島の観光を楽しく紹介。今回は、ゲストに藤本浄孝町長を招き、毎年4月に開催される「お大師堂めぐり歩け歩け大会」のコースの一部を歩きます。春のうらかな景色も合わせてお楽しみください。

6月3日～9日



周防大島町 防災講演会 ～近年の異常気象と防災情報について～

いつ起こるか分からない「大規模災害」に備えるための講演会です。下関地方気象台防災管理官の堀田幸男さんが、近年の降水量の推移や各地で発生した自然災害の例を挙げながら、大規模災害への備えについて講演しました。

6月10日～16日



島景色 ～周防大島の風景を巡る～ 第46回「西方その2～船越～」

周防大島の何気ない日常をお届けしていく番組。かつて陸地がわずかで小船を持って越えたといわれる西方の船越地区を巡ります。

アイ・キャン ニュースダイジェスト ～2025年5月放送分～

5月に放送した周防大島町のニュースを一挙放送。

6月17日～23日



民泊のススメ第78回 ～民泊ミニ勉強会開催「ネイチャーゲーム体験」～

今回は、初対面の生徒さんと打ち解けるきっかけにと開催されたミニ勉強会の様子をお届け。山口県シェアリングネイチャー協会の福田氏を招いて、参加者全員で島の自然を感じ、自然から得た体験や感動を分かち合いました。

放送内容については予告なく変更することがあります／詳しくはケーブルテレビの電子番組表をご確認ください

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

休日在宅当番医 9:00～17:00

日にち	医療機関	連絡先
5月25日(日)	安本医院	☎ 73-0822
6月1日(日)	橘医院	☎ 77-1000
6月8日(日)	しまかぜ在宅支援診療所	☎ 78-2533
6月15日(日)	山中医科歯科クリニック	☎ 72-0152
通年	大島病院	☎ 74-2580
	東和病院	☎ 78-0310

人のうごき (4月1日現在) ※増減は前月比

人口	13,380人 (-86)	増: 出生 5人
男	6,254人 (-45)	転入 39人
女	7,126人 (-41)	減: 死亡 39人
世帯	7,913戸 (-38)	転出 91人

5月は「こどもまんなか児童福祉月間」です

次代を担う子どもたちが、家庭や地域の豊かな愛情に包まれて、心身ともに健やかに成長するようみんなで見守っていきましょう。

2025年度標語最優秀作品

見つけよう 世界に一色 君の色



☆子どものこと、家庭のこと、どんなことでも気軽に相談ください。

問い合わせ

こども家庭センター (福祉課こども家庭班)

☎ 0820-77-5508

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンドの人工芝の改修を行いました。

独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するサッカーくじ「toto」の収益を財源とする令和6年度スポーツ振興くじ助成金を受け整備されたもので2月10日に工事が完成し、3月29日から3月30日には人工芝改修後初めての大会となる第28回サザン・セト大島少年サッカー大会が開催されました。

このグラウンドは平成25年度に人工芝化して多くの皆さまにご利用いただいておりますが、経年劣化のため、この度の人工芝の全面改修により、安全かつ快適にグラウンドを使用することが可能となりました。町民の皆さまのご利用はもとより各種スポーツ合宿の受入れ等、さらなる利用促進を図り、観光交流の拡大を目指します。



問い合わせ 商工観光課 公共施設管理班
☎ 0820-79-1003